

◎ 人事院規則二一一五（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任） 新旧対照表

○ 人事院規則一一〇（規則の法的根拠） 新旧対照表（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従つて制定されるものである。</p> <p>一〇十六 （略）</p> <p>十七 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）</p> <p>十八〇二十四 （略）</p>	<p>規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従つて制定されるものである。</p> <p>一〇十六 （略）</p> <p>十七 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）</p> <p>十八〇二十四 （略）</p>

○ 人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止） 新旧対照表（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	113 1 112 (略) 規則二―三は、廃止する。(令和四年四月 一日施行)
改正前	(新設) 112 1 (略)

○ 人事院規則一一七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則） 新旧対照表（附則第四条関係）

改正後	
(人事院規則一一四の一部改正) 第二条 人事院規則一一四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次の表により改正する。	
改正後	改正前
<p>114 1 113 (略)</p> <p>規則一一九は、廃止する。(令和五年四月一日施行)</p>	<p>1 113 (略)</p> <p>(新設)</p>
改正前	
(人事院規則一一四の一部改正) 第二条 人事院規則一一四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次の表により改正する。	
改正後	改正前
<p>113 1 112 (略)</p> <p>規則一一九は、廃止する。(令和五年四月一日施行)</p>	<p>1 112 (略)</p> <p>(新設)</p>